2015 年 4 月 20 日

一般社団法人日本行動分析学会正会員各位

理事長　園山繁樹
選挙管理委員長　野呂文行

代議員選挙のお知らせ

4 月 1 日に一般社団法人日本行動分析学会の設立登記を完了しました。また、4 月 9 日に設立時理事による理事会を開催し、細則（選挙関係）の策定並びに選挙管理委員の選任を行い、代議員選挙を立候補制により以下のとおり実施することになりました。

記

・選挙の公示：4 月 20 日
・代議員立候補受付期間：4 月 20 日～4 月 25 日
　※立候補届出書用紙に記入の上、事務局まで添付ファイルを送付ください。
　（送付先：j-aba.office@j-aba.jp　件名は：立候補届出）
・代議員の総数：20 名以上 30 名以内（定款 5 条 2 項）
　※代議員立候補者が 30 名を超えない場合、無投票当選となります。（HP に掲載）
　※代議員立候補者が 20 名に満たない場合は、補欠選挙を実施いたします。（HP に掲載）
・選挙関係書類を正会員への送付：5 月初め
　※無投票当選の場合、選挙関係書類の送付は行いません。
・投票期間：投票用紙到達日～5 月 15 日消印有効
・公開開票日：5 月 20 日（時間・場所を HP に掲載）
・当選者から代議員選任承諾書を受領
・開票結果と選任結果の公示：5 月 26 日頃（HP に掲載）
・選任された代議員による臨時社員総会を 5 月末または 6 月初めに開催し、理事・監事の選任、理事長の選任を行います。

以上

一般社団法人日本行動分析学会　代議員（社員）関係　定款抜粋

第 3 章　社員及び会員

第 5 条（法人の構成員）

この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同し、入会手続きを経て所定の会費を納入した個人
(2) 特別会員　70 歳以上で正会員歴が 20 年以上であり、申請のあったものについて、理事会で審議決定した個人
(3) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2　この法人は、正会員の中から選出される 20 名以上 30 名以内の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3　代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において別に定める。

4　正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5　第 3 項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6　第 3 項の代議員選挙は、4 年に 1 度実施することとし、代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

7　代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8　補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

（1）当該候補者が補欠の代議員である旨

（2）当該候補者を 1 人または 2 人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

（3）同一の代議員（2 以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 以上の代議員）につき 2 人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9　第 7 項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

10　正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

（1）法人法第 14 条第 2 項の権利（定款閲覧等）

（2）法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

（3）法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

（4）法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

（5）法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

（6）法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

（7）法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

（8）法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

第 4 章　社員総会

第 11 条（構成）

社員総会は、社員をもって構成する。

第 12 条（権限）

社員総会は、次の事項について決議する。

（1）会費の額
（2）会員の除名
（3）理事及び監事の選任又は解任
（4）理事及び監事の報酬等の額
（5）計算書類等の承認
（6）定款の変更
（7）解散及び残余財産の処分
（8）その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 13 条（開催）

この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

一般社団法人日本行動分析学会　選挙関係細則

第 1 章　通則

一般社団法人日本行動分析学会定款第 5 条第 3 項に基づく代議員選挙及び第 20 条に基づく役員の選出を行うために規定するとともに、第 44 条に基づき諸規定を定める。

第 1 条（選挙管理委員会）

1　代議員選挙及び役員選出の作業及び管理業務は、選挙管理委員会が行う。
2　選挙管理委員は正会員の中から理事会が選任する。
4　選挙管理委員会は選挙管理委員の互選により選挙管理委員長を定めなければならない。
5　選挙管理委員の任期は、1 項の作業及び管理業務が終了するまでとする。

第 2 章　代議員選挙

第 2 条（代議員選挙日程等の公示）

選挙管理委員会は、代議員選挙日程と実施手続き等に関する計画を作成し、正会員に公示する。
2　前項の公示内容は、次に掲げる事項とする。
（1）代議員の総定数
（2）任期
（3）投票日
（4）開票日
（5）その他必要な事項

第 3 条（ 選挙台帳の作成）

選挙台帳は、代議員選挙を行う年の 4 月 1 日を基準日として作成する。選挙台帳に記載された正会員は、等しく選挙権及び被選挙権を有する（以下「有権者」という）。

第 4 条（選挙方法）

代議員選挙は、有権者の投票によって行う。
2　代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。但し、代議員の再任は妨げない。
3　代議員選挙は、予め所定の期日までに選挙管理委員会の定める代議員立候補届出書を提出した者

から投票選挙を行う。

第 5 条（投票）

選挙管理委員会は、候補者名簿一覧を作成の上、有権者に投票用紙と併せて送付する。投票は郵送で行い所定の期日までに選挙管理委員会に届いたものを有効とする。

2　投票は、候補者名簿一覧から 5 名以内を投票する。

第 6 条（代議員の決定及び確定と結果の公示）

1　開票に際しては有権者の任意の立ち会いを認める。

2　代議員の決定は得票順による。投票において同点者が生じた場合は、会員歴の長い者を代議員とする。

3　代議員の確定は、代議員就任承諾書を選挙管理委員会に提出した者とする。

4　本細則により厳正な選挙の実施と代議員の確定を行い正会員に公示する。